

県費負担教職員の給与負担等の権限移譲について

権限移譲に至る経緯

- ◆ 平成 25 年 11 月に「指定都市所在道府県」と「指定都市」が合意

<合意内容>

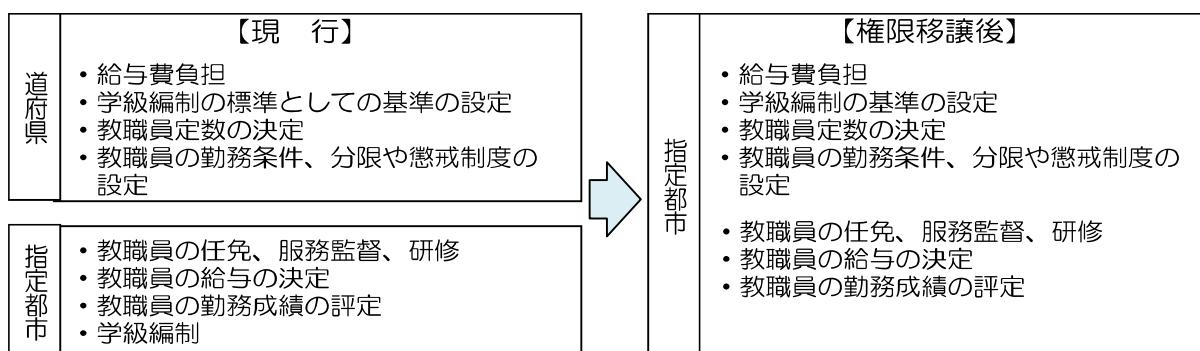
- ・国が適切に財政措置を講じることを前提に、県から市に個人住民税所得割 2 % の税源移譲
- ・移譲時期については、平成 29 年度を目途に可能な限り早期に行うこと

- ◆ 平成 26 年の通常国会で関係法令が改正（平成 26 年 6 月 4 日に公布）



「県費負担教職員の給与負担等の権限移譲」（平成 29 年 4 月 1 日（予定））

権限移譲に伴う県と本市の役割の変化



福岡県から本市に権限が移譲されることによって変わること

- 給与は、北九州市が負担（支給）する
- 教職員の勤務条件は、北九州市が定める
- 教職員定数・学級編制基準は、北九州市が定める

権限移譲による効果

教職員定数や学級編制基準などを北九州市が独自に定められるようになることから、各学校の課題や地域の実情等に応じた教職員の配置等が可能となる。

権限移譲に向けた本市の取り組み

- ◆ 権限移譲に伴い必要となる財源の確保
- ◆ 権限移譲後の教職員の勤務条件等に関する制度の整備
- ◆ 人事給与システムの構築等
- ◆ 教育総務事務センターの設置
- ◆ 権限移譲に向けた市組織体制の整備（H28.4 権限移譲準備室設置） 等

本市の県費負担教職員数及び給与費

項目	内 容	備 考
県費負担教職員数	5, 272 人	平成 28 年 5 月 1 日現在
教職員給与費（本市分）	約 461 億円	平成 26 年度決算（福岡県教育委員会）

平成 25 年 11 月 14 日
財 政 局 財 政 課

報道機関各位

県費負担教職員の給与負担等の道府県から指定都市への移譲について

本日、20 指定都市と指定都市所在 15 道府県は、県費負担教職員の給与負担等について、道府県から指定都市へ移譲することに合意しました。

この事務移譲に伴う財政措置として、指定都市・道府県の双方にとって財政運営への影響を最小限とすること、すなわち財政中立を基本として、国が地方財政措置を検討し、適切に講じることを前提として、道府県から指定都市に個人住民税所得割 2 % の税源移譲が行われることに合意したところです。

また、事務及び税源の移譲時期については、平成 29 年度を目途に可能な限り早期に行われるよう、実務的な検討・準備を進めます。

〈指定都市〉

札幌市 仙台市 さいたま市 千葉市 川崎市 横浜市 相模原市
新潟市 静岡市 浜松市 名古屋市 京都市 大阪市 堺市 神戸市
岡山市 広島市 北九州市 福岡市 熊本市

〈指定都市所在道府県〉

北海道 宮城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 新潟県 静岡県
愛知県 京都府 大阪府 兵庫県 岡山県 広島県 福岡県
熊本県

(問い合わせ先)

財政局財務部財政課【税源移譲に関すること】

担当 武藤、平野

電話 093-582-2004

総務企画局政策部政策調整課【権限移譲に関すること】

担当 浅井、玉井

電話 093-582-2156

教育委員会学務部教職員課【教職員に関すること】

担当 松下、越智

電話 093-582-2372